

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度秋入学・2019年度春入学
一般入学試験（A日程・7月8日分）

試験科目：刑事訴訟法

1. 出題趣旨

設問1では刑事訴訟法で法定されている捜査の端緒について説明しなさい。

- ・捜査の端緒とはなにかを定義すること。
- ・刑事訴訟法が定める措置ないし手続のうち、捜査の端緒の役割を果たすものを列挙し、その趣旨を簡潔に説明すること。（例）検視（229条）の摘示。
- ・告訴、告発、請求の摘示。特に、告訴について、意義や効果の限界等に簡潔に触れること。

設問2では被疑者を勾留するための手続と要件について説明しなさい。

- ・捜査機関による逮捕、検察官への送致、検察官による勾留請求までの流れを時間的制約を含めて簡潔に説明すること。
- 引き続き、裁判官による勾留質問手続と事実の取調べによる勾留要件の審査を経て、勾留状が発付されること、検察官の執行指揮に従い、刑事収容施設法施設（多くは、警察署・本部の留置場）で勾留としての身体拘束が実施されること等について条文を適切に引用しながら簡潔に説明すること。

なお、憲法33条、34条にも言及することが望まれる。

設問3では証人尋問の方式、尋問の際に物などを示す方式について説明しなさい。

- ・法304条を踏まえながら、規則199条の2ないし199条の9までの証人尋問の方式について簡潔に説明すること。交互尋問、主尋問での誘導禁止などに触れること。
- ・規則199条の10、11、12の規定の説明と趣旨について説明すること。

2. 採点実感

設問1について、「捜査の端緒」の定義一般を踏まえて、例えば、検視（法229条）がなぜ捜査権発動の要否を判断する契機となるのか趣旨に沿った説明になっていない。

設問2について、条文に沿ってメリハリのある記述ができるかどうかをみるものであるが、条文の列挙になりがち。

憲法を引用するものもなかった。

設問3について、証人尋問の趣旨・目的を踏まえて基本構造（主尋問・反対尋問・補充尋問。なお、介入尋問も摘示があるとよい）とその手法（誘導禁止、誘導原則のルールなど）を書けた者はいなかった。

3. 学習方法

刑事訴訟法の定評のあるテキストで手続の基本的な流れを説明できること（自分が弁護士だと思ってわかりやすく簡潔に説明できる暗記をすること）、個々の概念の定義を暗記すること。